議　　題

農務関係部課長会議

議題１　農業用水管修繕時の対応について（半田市提出）

【要旨】

本市での農業用水管修繕は愛知用水、地元水利組合もしくは受益者で行ってきた。昨今、離農者も多く土地所有者と耕作者が異なる、水利組合の解散等により、管が破損しても安易に修繕が行えない状況がある。

農地活用を促進するにあたり、用水利用の可否によって活用率が左右されている。耕作放棄地予防としても、用水管の修繕について補助の必要性を検討しており、他市町村での状況を教えていただきたい。

農業用水管修繕時の対応について、以下の内容を意見交換させていただきたい。

（１）修繕費補助の有無（有の場合、補助内容）

（２）その他対応の有無（有の場合、対応内容）

議題２　環境への負担を軽減させる取組みに対する補助等の実施状況について（豊川市提出）

【要旨】

SDGｓを始めとし、農業分野においても環境へ配慮した持続可能な農業への関心が年々高まっています。

そこで、生分解プラスチックマルチ、長期展張フィルム、天敵農薬、フェロモン剤などの環境への負担が軽減される資材の購入費に対する補助等の導入促進事業の実施状況について、ご教示のほどよろしくお願いします。

現在、本市では、これらの導入の促進を図る取組みはしていませんが、今後の支援の在り方を検討するにあたり他の自治体の実施状況を参考にさせていただきたく議題をあげさせていただきました。

議題３　農地改良工事完了後の現地確認について（豊明市提出）

【要旨】

本市では「農地改良に関する指導要綱」を定め、土地所有者が農地改良届を提出後、工事を行ってもらっています。

しかしながら、業者主導で、残土処理が目的と思われる農地改良が行われているのが実情で、高さ制限以上に土を盛る行為や建設廃材と思われる大きなガラの混入など、届出とは異なった工事が頻発しています。そのため、近隣住民や周辺農地所有者・耕作者とトラブルになっているケースも見受けられます。

本市指導要綱では、農業委員会は現地調査の実施や届出者及び工事請負業者を指導することができるとしていますが、今までは完了届（工事後の写真添付あり）の受理のみで、現地確認は殆ど行っておりませんでした。

今後は、現地確認を含め指導を強化したいと考えております。そこで本市業務の参考とするため、農地改良についての貴市の対応をご教示ください。

（１）現地調査をどのような体制で行っているか。

（２）届出の内容をどこまで現地確認で確認しているか。

（３）届出の内容と異なった工事を行われた場合、施工業者等にどこまで是正を求めているか。

また、取り扱いの基準、要綱等及び地主に対する広報チラシなど可能な範囲でご提供ください。